社会福祉法人ひだまり　福祉有償運送事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人ひだまり（以下「法人」という。）が、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に定める自家用有償運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 49 条第 3 号に定める福祉有償運送（以下「事業」という。）を実施するに際し、必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この事業の利用対象者は、法人のサービス利用者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者

(2)　介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

(3)　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

（申請及び登録）

第３条　前条の条件を満たし、この事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、福祉有償運送利用登録申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2　理事長は、前項の申請があったときは、福祉有償運送利用登録書（様式第 2 号）により、利用者に通知するものとする。

3　理事長は、別に定める管理台帳に利用者を登録するものとする。

4　第 2 項及び前項の登録期間は、法人のサービス利用期間とする。

（運行範囲）

第４条　この事業の運行範囲は、乗車地又は降車地のいずれかが、米原市在住の方は米原市内、長浜市在住の方は長浜市内でなければならない。

（利用範囲）

第５条　この事業の利用範囲は、次の各号に定める範囲とする。

(1)　養護学校への送迎

(2)　病院等への通院及び入退院

(3)　居住地への送迎

(4)　その他、理事長が必要と認めたもの

（利用申込）

第６条　　利用者は、利用希望日の 1 か月前から 10 日前までに、福祉有償運送利用申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。ただし、緊急の場合はその限りではない。

（利用許可）

第７条　　理事長は申請の内容を審査のうえ、利用を許可するときは、福祉有償運送利用許可書（様式第 4 号）を交付する。なお、必要があるときは利用許可書に条件をつけることができる。

（利用日時）

第８条　　この事業の利用日及び時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの当日のみとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（休業日）

第９条　　この事業の休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2)　年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(3)　理事長が特に必要と認めた日

（運転者）

第１０条　運転者は施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定される要件を満たすものとする。

（使用車両）

第１１条　この事業に使用する車両は、乗車定員 11 人未満のもので、事業に登録された自動車とする。

2　前項に掲げる車両には、施行規則第 51 条の 23 の規定により標章を表示し、登録証の写しを備えておくこととする。

（利用料）

第１２条　この事業の利用者は、別表に示す利用料を支払うものとする。ただし、生活保護受給世帯は無料とする。

（適用方法）

第１３条　前条の利用料の適用方法は時間制とし、乗用車を起点とし、降車時を終点とする。乗車時間は運転者と利用者双方が時計を見て確認する。なお、利用者が確認できない状態である場合は、保護者や介助者などの第三者が運転者とともに確認するものとする。

（減額又は免除）

第１４条　理事長は、特に必要があると認めるときは、第 12 条の利用料を減額し、又は免除することができる。

（運行管理体制）

第１５条　理事長は、この事業の実施にあたり施行規則第 51 条の 17 の規定により運行管理者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めるものとする。

（事故及び苦情の対応）

第１６条　理事長は、この事業の実施に際しての事故又は苦情についての必要な体制整備を行い、事故又は苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（補償）

第１７条　この事業の実施中の事故により生じた損害賠償等については、当該車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の範囲内で補償するものとする。

（個人情報の保護）

第１８条　理事長は、利用者の個人情報を適正に管理し、その保護に努めなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めのない事項は、その都度協議し、必要な事項は理事長が定めるものとする。

付　　則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 10 月 1 日　一部改訂

別表（第12条関係）

【利用料】

時間制	初乗り走行30分まで　1,100円 以後、15分ごとに550円を加算
待機料金	なし
介助料	なし
キャンセル料	なし
その他	有料道路通行料及び有料駐車場等の利用にかかる実費は、利用者が負担する。

様式第１号（第３条関係）

福祉有償運送利用登録申請書

年　　月　　日

社会福祉法人ひだまり
理事長　永田　かおり　様

申請者	氏名	㊞
	住所	
	電話	

私は、社会福祉法人ひだまりが行う福祉有償運送に利用者登録をしたいので、社会福祉法人ひだまり福祉有償運送事業実施要綱第３条の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用者	氏　名		性別	男・女
	住　所			
	連絡先（電話）			
	生年月日（年齢）	年　　月　　日生　（年齢：　　歳）		
緊急連絡先	氏　名			
	利用者との関係			
	住　所			
	連絡先（電話）			
利用目的	■ 利用される目的に〇を付けてください。 ①　通学（養護学校　　） ②　通院（主治医：　　） ③　買物 ④　各種手続き ⑤　その他（　　）			

＊ご記入いただいた個人情報に関しては、福祉有償運送のみに使用し、無断で第三者への提供は致しません。

様式第２号（第３条関係）

福祉有償運送利用登録書

年　　月　　日

様

社会福祉法人ひだまり
理事長　永田　かおり　㊞

次のとおり、社会福祉法人ひだまり福祉有償運送利用会員に登録します。

福祉有償運送利用 登録番号	ひ福運第　　号
登録年月日	年　　月　　日

【利用要件】

１．運行の範囲は、乗車地又は降車地のいずれかが米原市内又は長浜市内でなければなりません。
２．利用日時は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの当日のみです。
３．利用を希望される日の 1 ヵ月前から 10 日前までに利用申込書を提出してください。

様式第３号（第６条関係）

福祉有償運送利用申請書

年　　月　　日

社会福祉法人ひだまり
理事長　永田　かおり　様

【申請者】

氏名	
登録番号	ひ福運第　　号

社会福祉法人ひだまり福祉有償運送事業実施要綱第６条の規定により、下記のとおり福祉有償運送を利用したいので申請します。

記

利用日時	年　月　日（　　曜日） ＊出発時間　　時　　分　～　　時　　分	
使用目的	①通学、②通院、③買物、④各種手続き ⑤その他（　　）	
乗車地・降車地	（乗車地）	（降車地）
その他		

様式第４号（第７条関係）

福祉有償運送利用許可書

年　　月　　日

様

社会福祉法人ひだまり
理事長　永田　かおり　㊞

年　　月　　日付で申請のあった福祉有償運送について、下記の通り利用許可します。

記

１．利用予定日・時間	年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
２．利用目的（目的地）	①通学、②通院、③買物、④各種手続き ⑤その他（　　）
３．許可条件	・社会福祉法人ひだまり福祉有償運送事業実施要綱に定める事項を遵守すること。